

発注票別紙

品名及び数量

No.	品名	数量
1	水ボトル（飲料用）	4,356 本
2	缶入りソフトパン	3,996 食
3	クラッカー	3,207 食
4	ビスケット	5,782 食
5	アルファ米（白飯）	1,273 食
6	アルファ米（五目）	1,299 食
7	アルファ米（チキンライス）	1,470 食
8	アルファ米（ドライカレー）	1,458 食
9	アルファ米（白粥）	678 食
10	アルファ米（わかめ）	1,807 食
11	アルファ米 6 食セット（発熱剤付）	68 セット
12	カレー	127 食

規格等

1 水ボトル（飲料用）

- （１）内容量は500ml（ペットボトル）とすること。
- （２）保存期間は7年以上とすること。
- （３）包装は24本ごとにダンボール箱に納め、封をすること。端数が発生する場合は適切な大きさのダンボール箱に納めること。
- （４）表示

- ①製品：「品名、原材料、内容量、賞味期限、製造業者・所在地」を表示すること。
- ②外装：4側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、製造年月、アレルギー物質28品目、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示すること。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したシールを貼ること。

2 缶入りソフトパン

- （１）品質が均質で異味・異臭及び異物の混入がないこと。
- （２）製品の重量は、1缶分100g程度とし、2つに分けてあること。
- （３）チョコレートを含んだ味であること。
- （４）保存期間は5年以上とすること。
- （５）製品の製造は、納入日より3か月以内であること。
- （６）日本企業が製造した製品であること。

※参考 社会福祉法人 名古屋ライトハウス製パンの缶詰「パンですよ!」と同等以上とする。

(7)包装

- ①個包装：1 缶は4 号イーザーオープン缶に封入されていること。
- ②外装：上記個包装2 4 缶ごとにダンボール箱に納め、封をすること。端数が発生する場合は適切な大きさのダンボール箱に納めること。

(8)表示

- ①個包装：「品名、原材料、内容量、賞味期限、製造業者・所在地」を表示すること。
- ②外装：4 側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、製造年月、アレルギー物質28品目、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示すること。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したシールを貼ること。

3 クラッカー

- (1)品質が均質で異味・異臭及び異物の混入がないこと。
- (2)焼色は明るい黄金色かつ均等であって、内面組織は均一なフレーク状を呈し、形状は円形で、割れ、甚だしいひずみ等の不整形品を認めないこと。
- (3)製品の水分は、 $2.6\% \pm 0.2\%$ 程度であること。
- (4)製品の寸法は、おおむね径 $48.5\text{mm} \times 48.5\text{mm}$ 、厚さ $58.5 \pm 1.5\text{mm}$ /10枚であること。
- (5)製品は、1 食分26枚程度で85g以上であること。
- (6)保存期間は5 年以上とすること。
- (7)製品の製造は、納入日より6 カ月以内であること。
- (8)日本企業が製造した製品であること。

※参考 ヤマザキビスケット (株)製 災害救助用クラッカー180 缶×2と同等以上とする。

(9)包装

- ①個包装：クラッカー13枚程度をプラスチックフィルム包装すること。
- ②内装：上記個包装2 つをアルミプラスチックフィルム袋に脱酸素剤とともに封入し、口部を熱密封すること。
- ③缶：上記内装35個を180 缶(180 缶1 缶未満の端数のある場合は被せ蓋型の適切な缶を必要数量使用すること)に収め、缶の蓋は布製粘着テープで密封すること。
- ⑦梱包：上記缶2 缶(2 缶未満の場合は適切な箱を使用すること)をダンボール箱に収め、封をすること。

(10)表示

- ①内装・缶：「品名、原材料、内容量、数量、賞味期限、製造業者・所在地」を表示すること。
- ②外装：4 側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、

製造年月、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示すること。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したシールを貼ること。

4 ビスケット

- (1)適度な甘味・酸味を持ち、表面が適度な硬度を保ちながら、内層はソフトであること。
- (2)製品の水分は5%以下とすること。
- (3)製品の寸法は
 - 縦75～81mm（標準78mm）
 - 横43～47mm（標準45mm）
 - 厚さ6枚で35～41mm（標準38mm）程度とすること。
- (4)製品の重量は1枚11g、個包装1個66g（6枚）を標準とすること。
- (5)個包装1個の熱量は300kcal以上であること。
- (6)保存期間は5年以上とすること。
- (7)製品の製造は、納入日より6カ月以内であること。
- (8)日本企業が製造した製品であること。

※参考 (株)カニヤ製と同等以上とする。

(9)包装

- ①個包装：1個6枚を次に示すプラスチックフィルムの袋に収め、脱酸素剤を挿入し、袋内を脱気し口部を熱密封すること。袋上部に開封のための切り込みを入れること。プラスチックフィルムは、食品衛生法による食品容器包装用合成樹脂規格に適合すること。
- ②内装：上記個包装80個を180 缶に（180 缶1缶未満の端数のある場合は被せ蓋型の適切な缶を必要数量使用すること）収め、缶の蓋は布製粘着テープで密封すること。
- ③外装：上記缶2缶をダンボール箱に収め（2缶未満の場合は適切な箱を使用すること）、封をすること。

(10)表示

- ①個包装に「品名、原材料、内容量、数量、賞味期限、製造業者・所在地」を表示すること。
- ②外装：4側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、製造年月、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示すること。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したシールを貼ること。

5～10 アルファ米（白飯、五目、チキンライス、ドライカレー、白粥、わかめ）

- (1)原料は、国産「うるち」精白米であること。白米以外は精選された味付き具材であること。
- (2)品質が均質で異味・異臭及び異物の混入がないこと。破碎米率が20%以下であること。
- (3)熱湯を注いで15分程度、水（15℃程度）なら60分程度で米及び具材が復元すること。

白粥は熱湯で15分以内、水なら70分以内で米が復元すること。

(4)水分は12%以下で、アルファ化度（糊化度）90%以上であること。

(5)ヒ素、重金属については、食品衛生法で規定する基準値以下であること。

(6)酸、アルカリ又は溶剤等、加工工程中に使用されるもの及び不必要な添加物など、本来含有してはならないものを含まないこと。

(7)保存期間は5年以上とすること。

(8)製品の製造は、納入日より3カ月以内とすること。

(9)日本企業が製造した製品であること。

(10)包装

①個包装

ア ラウンド型の底面部をもつ自立型小袋を使用すること。

イ 袋が食器として使用できること。

ウ 注水線を袋内側に表示すること。

エ 製品の内容量は100g程度とすること。白粥は42g程度とすること。

オ 製品の品質を長期間保持するため規格に適合した脱酸素剤（鮮度保持剤）を封入してあること。

カ 袋内にスプーンを1本封入すること。

②外装：上記個包装50袋ごとにダンボール箱に納め、底部は糊付けし、上部はテープで目張りすること。端数が発生する場合は適切な大きさのダンボール箱に納めること。

(11)表示

①個包装：「名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者および製造所、作り方」を表示すること。

②外装：4側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、製造年月、アレルギー物質28品目、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示すること。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したシールを貼ること。

(12)アレルギー対策（白飯、白粥、わかめ、五目ごはん、ドライカレー）

製品は、厚生労働省が指定する特定原材料等28品目を使用していないこと。製造過程においてもアレルギーの混入を防止するため、製造器具の洗浄、製造ラインについてアレルギーを含む製品を扱うものと分化する等の処置を行うこと。

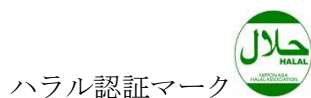
(13) 認証

様々な自然災害によってもたらされる被災生活を支え、健康二次災害の発生防止に役立てることを目的とし、災害食に必要な条件を整理した日本災害食学会による日本災害食認証を取得した製品であり、災害食認証マークを視認できるよう、袋裏面下部および外装箱に表記すること。



日本災害食学会認証マーク

イスラム文化圏の外国人に対応できるよう「ハラル食品（イスラム教上の宗教的な約束事に留意した食品）」である旨の認証を取得し、袋裏面に表記すること。（チキンライスを除く）



1 1 アルファ米6食セット

(1)内容

- ・アルファ米（五目）×2袋
- ・アルファ米（チキンライス）×2袋
- ・アルファ米（ドライカレー）×2袋
- ・発熱剤（加熱用外袋付き）×6個

(2)発熱剤は最高温度が90～98℃であり、90℃を超えるまで1分以内であること。

(3)加熱用外袋はアルファ米個包装と発熱剤が同時に入る大きさであること。発熱剤の温度に安全に耐えられること。

(4)日本企業が製造した製品であること。

※参考 発熱剤は(株)協同製モーリアンヒートパックと同等以上とする

(5)包装

10(1)の内容を適当なダンボール箱に納め、封をすること。

(6)表示

外装の4側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、製造年月、アレルギー物質28品目、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示すること。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したA5以上の大きさのシールを貼ること。

1 2 カレー

(1)内容量は200g程度であること。

(2)温めなくても賞味に堪えられること。

(3)保存期間は5年以上とすること。

(4)エスビー食品（株）やハウス食品（株）等、日本企業が製造した製品であること。

(5)包装

①個包装：レトルトパウチを使用すること。

②外装：上記個包装30個ごとにダンボール箱に納め、封をすること。端数が発生する場合は適切な大きさのダンボール箱に納めること。

(6)表示

①個包装：「品名、原材料、内容量、賞味期限、製造業者・所在地」を表示すること。

②外装：4側面に「⑦帰宅困難者条例備蓄」の表示及び「品名、内容量、数量、賞味期限、製造年月、アレルギー物質28品目、納入業者・所在地、製造業者・所在地」を表示する

こと。また、フタの面に水色地に黒文字で「帰宅困難者条例備蓄」と表示したシールを貼ること。